

第3章 豊かな自然環境の保全と自然との共生

本県は、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、様々な動植物が生息・生育する里山・里海など、豊かで多様な自然に恵まれています。

この豊かで美しい千葉の自然を未来に引き継いでいくため、自然環境を保全し、人と自然との共生を図ります。また、これらの自然環境がもたらす恵みを活用して、自然とふれあう機会・場の確保を図ります。

第1節 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開

現況と課題

千葉県の生物多様性は、暖温帯の温暖で湿潤な気候の下で人々の営みから生み出された固有の生態系を有しており、古来より人と自然との共生によって保たれてきました。

またそれと同時に、この豊かな自然環境は、私たちに地域の文化をはじめとする様々な恩恵をもたらしました。

県民がその豊かさを実感しながら未来に引き継いでいくためには、地域の特性に応じた自然環境の保全や希少野生生物の保護、人の暮らしや生態系に被害を及ぼす野生生物の適正管理、さらに教育・啓発についても、様々な主体と連携しながら、総合的な取組を進める必要があります。



県の主な取組・施策展開

1 多様な主体による生物多様性の保全

(1) 多様な主体への連携の促進

県では2007年度に「生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」を理念として掲げる「生物多様性ちば県戦略」を、多くの県民参加のもとで策定しました。

この戦略は、生物多様性の「保全・再生」、「持続可能な利用」、「研究・教育」の3つの取組と「取組を支える基盤整備」を柱に、本県の特性を踏まえ、多様な主体による「取組の基本的な方向」と具体的な「県の取組」を示しています。

また、2008年4月に県立中央博物館内に「生物多様性センター」を設置し、動植物の生態及び保全・再生等に関する専門知識を有する職員を配置するとともに、地域や現場における専門的・科学的な指導・助言、生物多様性保全のための地域との連携・協働などに取り組んでいます。

これを踏まえて県民、市民活動団体、事業者、市町村、県等が一体となった地域レベルでのきめ細かな連携のもと、取組を行いました。

企業による取組を支援するため、「生物多様性ちば企業ネットワーク」の参加企業（企業メンバー26社、支援メンバー10団体）を対象とした勉強会（2回）と、OECMなど取組事例の紹介等を行う企業セミナーを開催しました。

生物多様性等に関する千葉県と大学との連携に関する協定を締結している8大学（江戸川大、

千葉大、千葉科学大、千葉工業大、東京大、東京海洋大、東京情報大、東邦大）と連携した生物多様性に関する研究や研究成果発表会をオンライン形式で開催してきました。また、人的交流を図るインターンシップ実習生3名の受入れを行いました。



生物多様性を体感する現地研修会

(2) 市町村による地域戦略策定への支援

市町村による取組を促進するため、生物多様性に係る研修会を開催し、ネイチャーポジティブ、30by30やOECDなどについて紹介するとともに、生物多様性地域戦略を策定・検討中の市町村に情報提供や助言等を行いました。

(3) 生物多様性に関する普及啓発

県民への生物多様性に関する普及啓発のため、生物多様性センターでは、生物多様性の保全の取組や県内の希少な野生生物などを紹介したニュースレターを発行（年4回）しました。

また、企業等と連携した生物多様性に係るパネルの常設展示（既存14箇所）、市町村等と連携した巡回展示（10回）、市民活動団体や企業等を対象とした出前講座（16回）を開催しました。

2 千葉県固有の生物多様性の保全

(1) 自然環境の保全

原生的な優れた自然環境が残る自然公園等、人と自然の共生の中で育まれてきた里山・里海、人工的な都市環境の中にある緑地や水辺のそれぞれの地域特性に応じて生物多様性保全の取組を進めるとともに、それらを相互につなげるネットワークづくりを図ります。

参照自然公園等による優れた自然環境の保全と活用（第3章第2節 P66）

参照地域の特性に応じた環境の保全（第3章第3節 P70）

(2) 野生生物の保護と適正管理

希少な野生生物の保護対策、特定外来生物等への対策、有害鳥獣対策を推進し、生物多様性を保全します。

参照野生生物の保護と適正管理（第4章 P79）

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
市町村における生物多様性 地域戦略の策定	7 市 (2017 年度)	8 市 (2023 年度)	全市町村で策定 (2028 年度)

2 指標の推移についての評価

現況において生物多様性地域戦略の策定数は 8 市で、変化はありません。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

生物多様性の保全・再生及び持続可能な利用の推進にあたっては、それぞれの地域の特性に応じた地域ごとの取組が重要であり、まちづくりの主体である市町村による地域戦略づくりの役割は大きいものです。現在検討中の市町村はありますが、新規の策定には至っていません。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

生物多様性基本法では、都道府県をはじめ地方公共団体がそれぞれの地域の特性に応じた、生物多様性地域戦略の策定が努力目標とされています。そのため、国は「生物多様性地域戦略の手引き」を作成して戦略策定を支援しており、県としても「生物多様性に関する市町村職員研修会」を毎年開催する等により、策定に向けた取組が円滑に行われるよう支援しています。

第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用



現況と課題

自然の風景地の保護ばかりではなく、そこに生息する野生生物の保護やそれらの生息環境の保全など、**生物多様性**の保全の観点から、自然公園等は重要な位置を占めています。

本県には、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を目的とした自然公園として、2つの国定公園（水郷筑波、南房総）と8つの県立自然公園があり、その総面積は28,537ha（2024年3月末現在）と県土の約5.5%を占めています。

また、千葉県自然環境保全条例に基づき、優れた天然林や希少な野生生物が生息・生育している区域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境などを自然環境保全地域等として、28箇所、1,956ha（2023年度）を指定しています。

自然公園等の優れた自然環境が人為的な影響により失われることのないよう適切に保全していくとともに、人と自然とのふれあいの場、環境について学ぶ場として、より一層活用していくことが必要です。

図表 3-2-1 自然公園等位置図



1 自然公園等による優れた自然環境の保全

(1) 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

自然公園内の優れた風景地を保護するため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき各種開発行為の規制を行っており、風致景観に支障を及ぼす一定の行為については、知事の許可（特別地域及び海域公園地区）又は知事への届出（普通地域）が必要です。

さらに、建築物等の建設については、「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に基づき、知事への許可申請等の前に、その規模に応じて、事業者には事前協議や環境等調査を求めるなど、風致景観の適正な保全に努めています。

このほか、自然公園指導員、千葉県自然公園指導員を配置し、公園区域内の巡視及び公園利用者に対する自然環境保全に関する普及啓発活動を実施しています。

参照 九十九里浜の保全（第3章第3節 P73）

(2) 自然環境保全地域等の保全

ア 自然環境保全地域等の保全

自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為の規制等を行うとともに、指定地域を適切に保全していくため、巡視歩道、保護柵、標識、解説板等を整備しています。

イ 自然環境調査

既指定地域において、概ね10年毎に自然環境調査を実施し、その間の動植物、地形等の変遷を明らかにし、良好な自然環境の維持に努めています。また、新規指定を目指し、指定候補地において適宜事前調査を実施しています。2023年度は、新規指定候補地である多古光湿原（多古町・横芝光町）、乾草沼（横芝光町）において自然環境調査を実施しました。

2 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

(1) 自然公園の施設整備

自然公園の施設は、自然公園の持つ恵まれた風致景観を保護するとともに、利用の促進を図り、多くの人々が豊かな自然にふれあえる野外活動の場として、公園計画に基づき整備しています。

また、自然公園の自然等についてわかりやすく展示し解説したビジターセンターを設置し、各施設では家族向けキャンプ教室や昆虫の観察会等の自然と親しむ行事が実施されています。

これらの自然公園の施設の多くは、老朽化してきているため再整備を進めています。



大房岬自然公園施設ビジターセンター



大房岬自然公園施設野営場

(2) 首都圏自然歩道

首都圏自然歩道は、自らの足で豊かな自然・歴史・文化に触れ、郷土を再認識し、自然保護への理解を深め、健全な心身の育成を図ることを目的に県内で総延長約 300km、29 コースが設定されています。

首都圏自然歩道については、整備されてからかなりの年数が経過し老朽化してきていることから、防護柵や標識等の再整備を進めています。

(3) いすみ環境と文化のさと

「いすみ環境と文化のさと」は、身近にふれあうことのできる昆虫や小動物の生息する豊かな環境を保全しつつ、自然や郷土の文化にふれあう体験学習の場として整備されました。

ネイチャーセンター、昆虫広場、生態園などがあるセンター地区とホテルの里やトンボの沼などの 7 箇所のスポット地区がいすみ市内に点在しています。

これらのスポット等を活用して田植えや稲刈りなどの米作り体験やホテルの観察会等、年間 30 回余の自然と親しむ行事が実施されています。

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
自然公園面積	10 地域 28,537ha (2017 年度)	10 地域 28,537ha (2023 年度)	維持します (2028 年度)
自然環境保全地域等の面積	28 地域 1,956ha (2017 年度)	28 地域 1,956ha (2023 年度)	維持します (2028 年度)
自然公園ビジターセンター 等利用者数	59 万人 (2017 年度)	63 万人 (2023 年度)	維持します (2028 年度)

2 指標の推移についての評価

自然公園及び自然環境保全地域等の指定については、基準年度と比べ増減はありません。

2023 年度の公園施設等利用者数は、新型コロナウイルス感染症等の影響も収束へ向かったことにより、基準年度である 2017 年度より 4 万人多い 63 万人となりました。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

自然公園や自然環境保全地域等を取り巻く自然状況や社会状況の変化による自然環境への影響が懸念されます。

また、自然公園の施設の多くが設置から約 40 年が経過し、老朽化が進んでいます。

併せて、近年は、自然災害や感染症の蔓延等による影響も利用者数の増減に影響しているものと考えられます。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

自然公園区域については、原生的自然環境を保護するため、法令に基づく行為規制を実施し適正な管理を行います。

自然環境保全地域等については、既指定地域の現況を確認し適切に保全するため、今後も概ね10年毎の変遷調査を実施します。また、新規指定候補地域についても適宜事前調査を行い、新規指定に努めます。

自然公園等の施設については、利用動向の把握を行い、利用者の安全を確保するため、所要の修繕を実施するとともに、各施設における防災及び感染症対策の徹底を図ります。特に、九十九里浜地域への車両等の乗り入れ規制の周知を図るため、関係市町村等と連携の下、周知啓発により一層努めます。

コラム 自然公園に行ってみよう！

自然公園とは・・・

参照 自然公園等位置図(第3章第2節 P66)

優れた自然の風景地を後世の人へ引き継いでいくために、その地域の自然を保護し、併せて利用の増進を図るため、自然公園制度が設けられています。自然公園は国民の休養・保健の場であるとともに、自然を通して色々なことが学べる場にもなっています。

南房総国定公園



野島崎

房総半島の南部に位置し、その区域は、東京湾内に突き出る富津岬より、南端の野島崎を経て太東崎に至る約190kmの海岸部を主体とし、これに内陸部の鹿野山、清澄山の地域を併せたものです。その景観は東京湾岸の穏和で繊細な内湾風景、太平洋岸の豪快で荒削りな外洋風景からなる海岸風景と鹿野山、清澄山の丘陵性山地景観からなっています。

水郷筑波国定公園



屏風ヶ浦

霞ヶ浦、北浦、浪逆浦等の湖沼及び利根川、常陸根川などの河川からなる「水郷」と呼ばれる霞ヶ浦、利根川流域、太平洋に突出した犬吠埼地域、洪積層の海食崖からなる屏風ヶ浦地域、優れた文化景観を見せる鹿島神宮地域、及び香取神宮地域などから構成されています。

県立九十九里自然公園



九十九里浜

旭市刑部岬から南のいすみ市太東岬までの弓状に湾曲した約60kmの海岸を主体とし、砂浜と防風林による雄大な景観を形成しています。

県立印旛手賀自然公園



手賀沼

利根川流域近くに位置し、印旛沼及び手賀沼を主体としています。その景観は、広々とした水面、田園、斜面林から構成され、レクリエーション地区として古くから知られています。水鳥などの野鳥にとっても重要な生息地です。

県内には他にもたくさんの自然公園があるので、ぜひ足を運んでみてください！

第3節 地域の特性に応じた環境の保全

現況と課題

本県の自然環境は、三方を海で囲まれ、高い山こそないものの、多様な地形・海流・気候が複雑に絡み合い、多様性に富んでいます。2022年度における森林や農地は、県土面積約 515,674ha に対して、森林面積 148,400ha、農地面積 121,378ha（出典：令和5年度土地利用現況把握調査）となっており、洪水や土砂崩れを防ぐほか生物多様性を保全するなど、私たちの生活に様々な恵みをもたらしています。また、湖沼、河川は内陸地における貴重な水辺空間を形成し、さらに、沿岸域は豊かな漁場として重要であるほか、海水浴などのレクリエーションの場としても利用されています。こうした自然環境は、**里山・里海**として人々の暮らしを支えてきました。

一方で、高度経済成長期以降の都市化・工業化の進行により、都市地域では身近な緑地や水辺空間が限られる状況になっていますが、こうした都市空間においても、公園や道路並木、斜面林など貴重な緑の空間が確保されており、人々の暮らしに潤いを与えています。

このように地形や土地利用によって地域ごとの自然環境は多様であり、人々の生産活動の基盤や生活空間として、それぞれの特性に応じて、引き続き守り育てていくことが重要です。



県の主な取組・施策展開

1 森林の保全

(1) 適切な森林管理・整備の推進

森林組合等の林業事業体による計画的な間伐の実施や、**里山条例**に基づき、市民などが取り組む**里山**活動を支援するとともに、森林整備を担う人材の育成や森林経営管理法の適用等により市町村が取り組む森林整備を支援しています。

計画的な森林整備を推進するため、**森林経営計画**の作成に要する経費を補助する**森林経営計画推進事業**を実施し、24ha分の計画策定の支援を行いました。

森林整備事業（補助事業）を中心に、307haの植栽・下刈り等、179haの除間伐を支援しました。

里山林の保全、森林資源の利活用等の取組に対する交付金を通じて、市民活動団体等による42.5haの森林整備を支援しました。

(2) 森林の持つ多面的機能の活用

環境学習や林業体験の場として「教育の森」（50箇所）や自然体験等により県民の健康の増進及び青少年の健全な育成を図る場として「県民の森」（6箇所）を設置しています。これらを活用し、環境学習、林業体験などの機会を県民に提供し、森林の持つ多面的な機能の利用を促進しています。

また、子どもから大人までの全ての県民が木材や木製品とのふれあいを通じて木材の良さや利用の意義を学ぶ「**木育**」を推進しており、2021年に策定した**木育推進方針**に基づき、**木育**活動を企画、立案、指導を行える人材を養成する**木育指導者養成研修**を実施しました。

(3) 森林資源の利用

建築物の木造化・木質化を促進し、県産木材の利用拡大を図っています。

参照 県産木材の利用促進（第1章第3節 P34）

参照 バイオマス利活用の拡大（第2章第1節 P48）

2 農地農村の保全と活用

(1) 農地の保全と生産環境の維持

ア 農地の保全の取組

農業振興地域制度や農地転用許可制度について、適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進しています。2022年12月末における農業振興地域内の農用地区域面積は、102,562haとなっています。

効率的かつ安定的な農業経営を支援するため、担い手への農地集積・集約化を図っています。2024年3月末における担い手への農地集積面積は、36,688haとなっています。

イ 農業生産に影響を及ぼす外来生物の防除

ジャンボタニシ防除対策事業により、県内7市町村17地区357haで、地域ぐるみによる総合的な防除対策を実施しました。ネット設置による侵入防止、浅水管理・均平作業による食害防止や厳冬期の耕うん等、地域全体で防除対策に取り組んだ結果、被害が軽減されるとともに、農業者の防除に対する意識向上が見られました。

(2) 「環境にやさしい農業」の推進

「環境にやさしい農業」として、みどりの食料システム法に基づく「みどり認定」制度、「ちばエコ農業」制度、有機農業推進法に基づく有機農業の3つを位置づけ、一体的に推進しました。特に、県独自の認証制度である「ちばエコ農業」制度では、化学合成農薬や化学肥料を通常の2分の1以下に低減し栽培された農産物を「ちばエコ農産物」として、3,428haの認証を行いました。また、国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して交付金を交付しました（25市町、449ha）。



環境にやさしい農業
（ちばエコ）ロゴマーク

(3) 地域資源を活用した農山漁村の活性化

都市と農山漁村の交流（グリーン・ブルーツーリズム）の普及拡大に向けて、地域の特色ある農林水産物や観光資源などを活用し、農林水産物直売所や農林漁業体験施設等の魅力向上と情報発信を行うとともに、交流を担う人材の育成など受入体制の整備を行っています。

県内の農林水産物直売所や農林漁業体験施設等が参加する「ちばまるしえキャンペーン」の開催、インバウンド需要を見据えた農泊プランの作成会議及びモニターツアーの実施、農泊の実態調査や農泊を推進するための研修会の開催などを行いました。



「農泊 PR 資料」
パンフレット(インバウンド向け)



「ちばまるしえキャンペーン」
ポスター

(4) 農村の多面的機能の維持・発揮

ア 農業用水利施設等の生物多様性保全機能に配慮した整備

農業農村整備事業等の実施を契機に、生産基盤の整備と併せた豊かな生態系・生物多様性の保全や美しい景観の形成など農村環境の広域的な保全とそれを活かした地域づくりの取組を一体的に行っています。

イ 棚田、谷津田の保全・活用の推進

農業生産条件が不利な中山間地域等において農地の多面的機能を確保するため、「中山間地域等直接支払制度」により、集落単位で農業生産活動を行う農業者等に対し、支援を行っています。2023年度は13市町、927haで取組が実施されました。

棚田の有する多面的機能の維持増進を図るため、棚田地域振興法に基づき、2020年3月に「千葉県棚田地域振興計画」を策定しました。

3 湖沼の保全

「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、2022年3月に策定した「湖沼水質保全計画」では、下水道の整備等の従来の取り組みに加え、新たに、汚濁の原因となっている植物プランクトンの増殖抑制策の検討のほか、生物の生息環境を保全する視点からの外来水生植物の駆除や県民に親しまれる水環境の実現に向けた指標づくりなどを計画に位置付けて取り組んでいます。

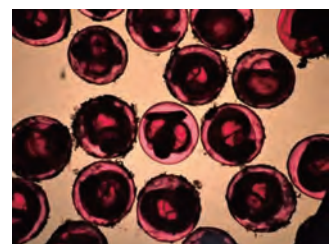
参照 印旛沼・手賀沼における水環境保全施策の推進（第5章第2節 P111）

4 沿岸域の保全

(1) 豊かな漁場の形成

本県沿岸の豊かな漁場の形成と沿岸漁業の安定的な継続のため、漁家経営の効率化や担い手確保の支援に加え、魚礁の計画的設置による漁場の造成を行っています。2023年度は、外房地区において魚礁設置完了後の効果調査を行いました。

また、東京湾では魚や鳥などの食害からアサリ稚貝を守るための網の設置や、カイヤドリウ



採集したマコガレイ卵

ミグモの駆除等の取組を支援しました。

さらに、東京湾再生官民連携フォーラムの政策提案「東京湾北部沿岸におけるマコガレイ産卵場の底質改善」に参画するとともに、マコガレイの産卵状況調査を実施しました。

(2) 漁場環境の変化への的確な対応

水生生物の生息・生育にとって藻場・干潟は重要であることから、藻場・干潟の保全等のため漁業者等による活動の支援などを行っています。

参照 漁場環境の変化への的確な対応（第5章第2節 P113）

(3) 沿岸域の保全

ア 海岸漂着物対策

海岸には大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じていることから、海岸漂着物処理推進法に基づく「千葉県海岸漂着物対策地域計画」で重点区域として選定した海岸における漂着物の回収・処理事業や、海岸漂着物等の発生抑制のための普及・啓発事業等を実施しています。

2023年度は、重点区域において408.4tの海岸漂着物を回収・処理したほか、海岸漂着物の発生抑制のため、富津市と旭市の海岸において海岸漂着物の性状、経年的な量の推移、発生の状況や原因等を把握する調査を行いました。

イ 九十九里浜の保全

全国有数の砂浜である九十九里浜を保全するため、養浜や松林の再生・保全を図るとともに、市町村と共同でパトロールを行い、車両等乗り入れ規制の周知徹底を図りました。

ウ 港湾環境の整備

港湾は、海陸の輸送の結節点として、産業活動における物流を支える重要な役割を果たしています。県では「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」等により海洋の汚染防止を図る一方で、良好な利用環境を提供できるよう港湾環境整備事業を進めています。

(ア) 汚染防止事業

海面浮遊じん芥等の回収を目的として千葉港及び木更津港において海面清掃を行い、2023年度には2,284 m³を回収しました。このほか、「港湾区域内における流出油処理要領」により、油流出事故の未然防止及び迅速な処理に努めています。

(イ) 利用環境の提供

県民の憩いと潤いの場となるよう緑地や広場等を整備し、海洋性レクリエーションや親水アメニティに対応した港湾環境を提供できるよう事業を進めています。

(4) 都市と漁村の交流促進

ブルーツーリズムを推進するため、千葉県のホームページで県内に水揚げされた水産物等を取り扱う小売店や飲食店のほか、潮干狩り場を紹介するなど、都市住民の漁村への来訪を促しました。

(5) 生態系の保全

東京湾に残された貴重な干潟・浅海域が果たしている水質浄化、生物多様性保全機能を考慮

し、三番瀬の再生やラムサール条約への登録促進等、生態系の保全に努めています。

また、三番瀬の再生について、地元住民、漁業関係者、環境保護団体などから広く意見を伺うことを目的として三番瀬ミーティングを開催しました。

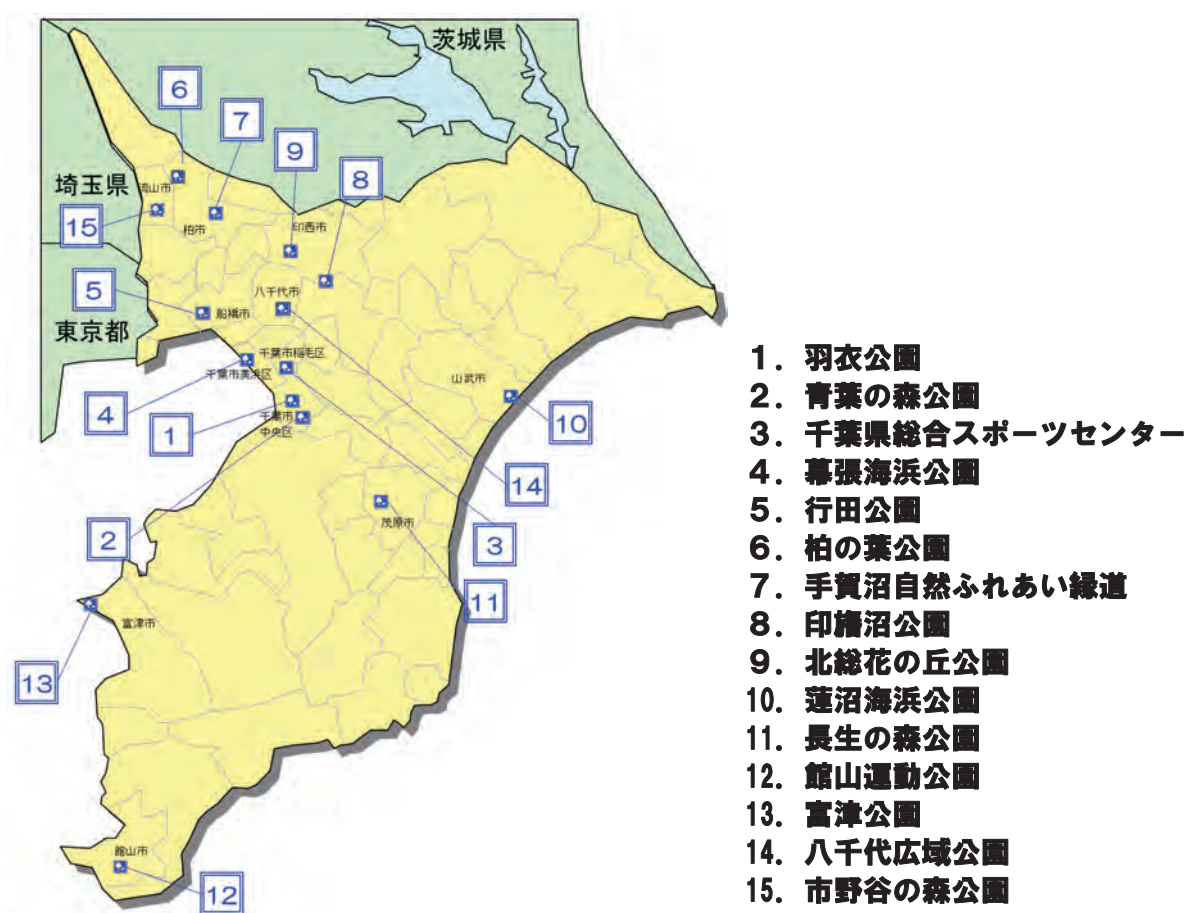
5 都市における緑の空間、水辺空間の整備

(1) 都市の緑の保全・創出

ア 都市公園等の整備・再生

都市公園等は、都市における自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市防災の拠点等の機能を持っており、都市の基盤と言えます。県では、県及び市町村が管理する都市公園等施設の整備及び促進を図っています。(図表 3-3-1)

図表 3-3-1 県立都市公園マップ



県事業においては、地域住民の広域的な利用を図ることを目的とした公園を中心に整備することとしており、長生の森公園（茂原市）、八千代広域公園（八千代市）、市野谷の森公園（流山市）等の事業を進めています。

また、市町村が管理する都市公園等の整備を促進するため、関係市町村に向けた会議や講習会を開催し、技術や知識の向上を図っています。

2024年3月末現在の本県における都市公園等（市民緑地及びカントリーパークを含む）は、34市6町1村で7,666箇所、面積4,423.60haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は約7.2㎡となっています。

イ 「緑の基本計画」の策定支援

緑地の保全や緑化の推進を図るために、市町村が行う「緑の基本計画」の策定を支援しています。

2004 年及び 2017 年の法改正により都市公園の整備及び管理の方針が位置づけられたことを踏まえて、未策定市町村に対し策定の指導を行うとともに、策定済み市町村に対し必要な見直しを行うよう指導しています。

2024 年 3 月末現在の本県における「緑の基本計画」の策定状況は、27 市 3 町です。

ウ 特別緑地保全地区等の指定

特別緑地保全地区制度は、都市内に残された緑地を地域地区として都道府県知事又は市町村長が計画決定することにより、建築行為や木竹の伐採などの行為を許可制とする等して、緑地を保全する制度です。市町村と連携しながら、特別緑地保全地区等を指定し、都市における貴重な緑の保全に努めています。

2024 年 3 月末現在の本県における特別緑地保全地区は、7 市で 30 地区、面積 80.6ha となっています。

エ 多様な緑化技術の導入・普及等

(ア) 屋上壁面緑化

屋上・壁面緑化にかかる多様な緑化技術を活用した公共施設及びオフィス、住宅、集合住宅、大規模商業施設等の普及・促進などにより、都市部における緑地の確保に努めています。

2022 年度には、県庁舎に緑のカーテンを設置しました。

また、県民の方から募集した緑のカーテン体験談を HP 等で公表するなどして、屋上壁面緑化の普及啓発・促進を行いました。

(イ) 緑化協定

千葉県自然環境保全条例第 26 条の規定により、一定規模以上の工場用地、住宅用地等を対象として、緑化の実施及び維持管理についての協定を企業・地元市町村・県の三者で締結しています。公害、災害等の防止のみならず都市部に著しく不足している緑地の保全・創造に寄与しています。

2023 年度は新規に工場用地等に係る 22 件について計 25.45ha の緑地を確保する協定を締結しました。

オ 都市地域の農地の活用

生産緑地や市民農園などにより、都市部における農地の適正な保全と利用を図るために、特定生産緑地制度への確実な移行に向け、関係課・機関と連携した会議を開催しました。

さらに、市民農園開設希望者等に対して各種都市農業制度を周知する資料を配布しました。

カ 市民緑地制度の推進

良好な都市環境の形成や緑化の推進を図るために、市町村と連携して市民緑地制度の導入を促進しています。

2024 年 3 月末現在の本県における市民緑地契約状況は、3 市で 25 箇所、面積 229,526.96 m²となっています。

キ 緑化意識の高揚

地域の積極的な緑化活動を促進するため、緑化意識にかかる普及啓発活動を行っています。

県立都市公園においては、公園利用者等に「緑化」や公園に親しんでもらうため、青葉の森公園、柏の葉公園及び北総花の丘公園において、緑の相談所を設置しています。このほかにも、指定管理者の自主事業により講習会等を行っている公園もあります。



緑の教室（県立北総花の丘公園）



緑の相談所（県立北総花の丘公園）

（２）水辺空間の形成

ア 潤いのある水辺空間の整備

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出しながら魅力ある水辺空間の整備を行っています（多自然川づくり）。2023年度は滝川（館山市）で多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を実施しました。

船橋市の中央部に位置する海老川水系では、下水道の高度処理水（りんや窒素等をさらに取り除いた処理水）を都市の貴重な水資源として活用し、河川の上流に導水することで水の保全を図ってきました。また、幕張新都心のメッセモールでは高度処理水を噴水等の修景用に有効活用しています。

そのほか、水質汚染の著しい都市河川等において、河床に堆積した底泥の浚渫や河川浄化施設による河川水の直接浄化を行っています。

イ 水辺環境の保全活動等の支援

水辺の環境保全と美化の推進を図るため、県が管理する河川及び海岸において、清掃・除草・草花の植栽など水辺環境の保全に関する活動を行う団体等に対し、用具の支給、貸出、保険料負担等の支援制度を設けています。（千葉県河川海岸[アダプトプログラム](#)）

環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

1 指標の現況

項目名	基準 (基準年度)	現況	目標 (目標年度)
森林整備面積★ ₁	461ha/年 (2020 年度)	486ha/年 (2023 年度)	685ha/年★ ₂ (2025 年度)
農地面積★ ₃	126,900ha (2015 年)	121,378ha (2022 年)	121,500ha 以上 (2025 年)
東京湾の環境基準達成率 (COD)【再掲】	45.5% (2017 年度) [11 水域中 5 水域で 達成]	45.5% (2023 年度) [11 水域中 5 水域で 達成]	72.7% (2028 年度) [11 水域中 8 水域で 達成]
都市公園等箇所数★ ₄ 【再掲】	6,999 箇所 (2016 年度)	7,666 箇所 (2023 年度)	7,063 箇所 (2025 年度)

★1 間伐、植栽、下刈り等の1年間の実施面積であり、森林整備事業（補助事業）や県有林事業等、その他森林所有者の自主的な取組等によるものを含みます。

★2 2022年に策定した「千葉県農林水産業振興計画」における基準値及び目標値に変更しています。

★3 「土地利用現況把握調査」の数値を使用しています。

★4 都市公園法等の改正を踏まえ、市民緑地を加えた箇所数で点検・評価することとし、指標の基準値と目標値を変更しています。

2 指標の推移についての評価

森林整備面積は、基準年度と比較して増加しています。

農地面積は、宅地への転用などにより減少しています。

東京湾におけるCODの環境基準達成率は、基準年度と比較して横ばいです。

都市公園等箇所数は、主に既存公園等の都市計画決定等により増加し、目標を大幅に上回って達成しています。

3 指標の推移から見た施策の進捗状況等の分析

林業事業体が認定を受けた経営計画等に基づき実施する森林整備を支援してきたことから、令和元年房総半島台風等による風倒被害のあった森林での再生の取組を中心に、森林整備が進んでいます。

食料生産の基盤である農地の保全のため、担い手への農地の集積・集約化による農業経営の基盤強化や、荒廃農地の発生防止などの対策を講ずるとともに、農地転用許可制度等の適正な運用により無秩序な農地転用を抑制するなどの取組を行っています。

さらに、都市と農山漁村の交流の普及拡大に向けて、県内の農林水産物直売所や農林漁業体験施設等が参加する「ちばまるしえキャンペーン」の開催、県内のグリーン・ブルーツーリズムに関する情報発信、農泊の実態調査や農泊を推進するための研修会の開催などにより、農山漁村の活性化に努めています。

東京湾においては、利用目的に応じてより厳しい環境基準が適用される水域での達成率が低い

状況にあります。東京湾へ流入する汚濁負荷量は、様々な取組により減少していますが、気象などの自然環境の変化による要因もあることから、水質の改善には長期間を要します。

都市の緑の保全・創出に向けた各種取組が進められています。都市公園箇所数は着実に増加傾向にあり、既存都市公園の整備や特別緑地保全地区等の指定、市民緑地制度の推進などの取組も進んでいますが、さらなる保全・創出拡大への取組として、財政面を考慮しながら都市公園等の新規整備の推進をしていく必要があります。

4 分析結果を踏まえた今後の施策の実施方針

森林の保全においては、市町村が森林環境譲与税を活用して行う森林所有者の意向調査や森林整備を支援するとともに、生産された間伐材等の利活用を促進していきます。

また、市町村や林業事業体との緊密な連携のもと、従来の間伐等に係る補助事業に加え、森林環境譲与税を効果的に活用し、森林整備を進めていきます。

農地の保全を図るため、引き続き、担い手への農地の集積・集約化、荒廃農地の発生防止、農地転用許可制度等の適正な運用による無秩序な農地転用の抑制などに取り組みます。

さらに、地域の特色ある農林水産物や観光資源などを活用し、農林水産物直売所や農林漁業体験施設等の魅力向上や情報発信を行うとともに、交流を担う人材の育成など受入体制の整備などにより、引き続き農山漁村の活性化に取り組みます。

水環境の保全については、東京湾総量削減計画に基づく水質改善に係る取組をさらに進め、東京湾の環境基準達成率の向上を目指します。

都市公園等の整備にあたっては、さらなる保全・創出拡大が図れるよう、限られた予算の中で効率的に進めるとともに、都市の緑の保全・創出等の取組を引き続き実施していきます。